

よって、認第2号は決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

総務・文教常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部隆委員長。

(安部隆総務・文教常任委員長登壇)

○安部 隆総務・文教常任委員長 おはようございます。

平成17年第4回市議会定例会において総務・文教常任委員会に付託になりました議案4件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月9日に開催し、委員全員出席のもと、当局より関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、初めに、議案第58号 東山地域里山環境整備事業用地の取得について申し上げます。

本案は、東山開発用地として、市からの取得依頼に基づき、長井市土地開発公社が取得していた土地を取得するために、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、提案されたものであります。

当該用地の現地踏査後、審査に入り、財政課長からは、取得する財産は、長井市上伊佐沢字北掃出6228番1ほか8筆の山林6万324平方メートルであり、取得予定価格は9,080万274円であるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、取得後の利用は考えているのかとの質疑がなされ、財政課長からは、今回は土地開発公社の経営健全化計画に基づいて取得するものであり、今後の利用につい

ては、当初予算に計上されているあずまやを1棟建築し、この事業は終了したいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、山であり、景観上、防災上からもしっかりと管理が必要と思うが、維持管理はどうしていくのかとの質疑がなされ、財政課長からは、山林となっているところは具体的に手をかける予定はないが、県道沿いに桜を植栽しているところは、今後あずまやを建設する際に、担当課である企画調整課で伊佐沢地区の皆さんと協議をしながら進めていくことになると思う。岩石採取している箇所については、不法投棄があることから県道の入り口にチェーンを張るなど閉鎖措置を検討していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、将来計画がないとすれば、このまま公有財産として取得しておくことになるのかとの質疑がなされ、財政課長からは、用地購入費とあずまやの建築工事費は、全額起債で充当する予定をしておき、償還が20年となるので返済が終わるまでは処分はできない。処分する場合は償還残額の繰上償還が必要になってくるので、それまでの間に計画が出てくれば有効活用を図ることになると思うが、計画がなければ売却の検討も方策の一つと認識しているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、飛び地が存在するが、何か有効利用を考えているのかとの質疑がなされ、財政課長からは、地蔵峠付近は現在進めているフットパス事業の整備計画に含めるか検討中であるので、フットパスの整備とあわせて整備可能であれば活用したいと考えているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、当該用地が産業廃棄物の投棄場所にならないよう閉鎖措置を講じる必要があるし、地すべり地帯でもあり大変危険であるので、十分意を用いて管理をしていただくようお願いしたい。土地の有効利用や管理

には課題はあるが、このたびの提案はこれまでの計画からやむを得ない手法であるので、本案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号と議案第60号は、関連があるため、一括して審査を行ったところであります。

初めに、議案第59号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴う本市の公の施設の設置条例における管理委託規定の削除について一括して改正するため、提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、平成15年の地方自治法の改正で指定管理者制度が導入されることにより、これまでの管理委託規定がなくなるため、経過措置として定められている平成18年9月までの間に改正を行う必要があることから、議案第60号の指定管理者制度の導入手続条例とあわせて、関係する23施設の条例を一括改正し、管理委託規定部分を削除するものであるとの説明を受けたところであります。

次に、議案第60号 長井市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により創設された指定管理者制度について、本市の公の施設が当該制度を導入する際の手続を定めるため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、指定管理者制度という新たな制度ができたが、今までと何が一番違うのか。協定を結ぶことになっているが、契約行為ではなく行政が行う一つの処分ということになるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、従来の管理委託制度では、市など地方自治

体が公の施設の管理を委託できるのは、地方公共団体が出資している団体や公共団体、公共的団体に限定されていたのが、改正により、個人以外の団体であれば公の施設の管理を代行させることが可能となったことである。今後は、直営か指定管理者制度かのどちらかを選択するしかないので、導入した場合、行政での処分と考えている。直営の中の一部業務委託については、私法上の契約と考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、さきの一般質問で市長が、来年度から実施したい施設として、市民文化会館、文教の杜ながい、中央児童センター、シルバーワークプラザ、各地区公民館を挙げているが、選定基準、管理基準は既にできていると解釈してよいのか。また、仮に来年度から導入するとしたら、臨時議会を開くことも考えているのかとの質疑がなされ、総務課長からは、指定管理者制度になじむ施設として五つぐらいの施設を挙げたものであり、来年4月から導入するというのではない。制度を導入する場合には、最終的には議会の議決が必要となるが、その前に業務の範囲等を定めるために個別の設置条例を改正しなければならないので、基準はその段階に明らかになる。来年4月から、導入した施設をつくりたい場合は、スケジュール的には12月議会に設置条例を提案し、1カ月ぐらいの公募期間を設け、審査委員会を開いて指定管理者を決定し、3月定例会で最終的に議決をいただく形になるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、現在業務を委託しているところは、導入されることによって指定されなくなることはないのかとの質疑がなされ、総務課長からは、基本的には公募としているが、市長が必要と認めるときは公募しないことができるとなっているので、雇用の確保を図るためにも、公募の範囲を限定したり、今まで管理委託している団体を引き続き指定管理者としてお願

いすることもあると思う。指定管理者制度を導入する場合は、十分配慮しながら進めていきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者には毎年事業報告の提出義務があるが、市の監査対象になるのか、また議会にも報告されるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、財務・契約事務等については監査の対象となり、管理業務そのものは対象にならないが、協定書の中に監査を行うことを記載していきたいと考えている。議会から収支報告を求められれば提出するべきであると考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、改革のメリット・イコール・コスト削減となると、単にコストの縮減が目的となり、職員の失業や労働条件の悪化、利用料の引き上げ等が懸念されるが、そのようなことにはならないと考えてよいのかとの質疑がなされ、総務課長からは、財政コストの縮減も大変重要であると考えているが、現行の業務委託で不都合が生じているか、導入して改革メリットがあるか、サービス向上が図られるか、公募しても受ける団体があるのか、この4点を総合的に勘案して判断すべきものであると考えている。単にコストの縮減だけで指定管理者制度を導入するということにはならないと思っている。施設の利用料については、協定書の中に限度額を指定したいと思っている。雇用については、導入に当たっては、最初に現受託団体が引き続き指定管理者になれるのか、優先的に検討するよう十分配慮をしていきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、施設の修繕やトラブルが起きた場合の責任の線引きはどう考えているのかとの質疑がなされ、総務課長からは、事前に協定書に織り込む方法で検討していきたいと考えている。管理基準や業務範囲を定める設置

条例の改正を行う必要があるので、その折に修繕やトラブルについても丁寧に説明をしていきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、地方自治法の一部改正により創設された指定管理者制度は、民間事業者のノウハウを活用し、業務効率、業績効率の向上と効果的に施設を運用しようとするねらいは、時宜を得た制度であると思っている。今回の提案は、手続に関する条例であるので賛成するが、実際に導入する、あるいは指定管理者を指定する場合には、質疑があったように手続上今後十分検討が必要な事項もあるので、特にこれまで培ってきた方々の諸条件の低下を著しく来たすことのないよう、十分意を用いて進めるべきという意見を付し、本案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、給与の適正化を図るため提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、地方公務員法第37条で禁止されている争議行為等で職員が勤務しなかった場合の給与の減額について、従来事務手続の煩雑さを避けることを理由に、30分未満を切り捨て30分以上を1時間に切り上げる取り扱いをしていたのを、勤務をしなかった限度において分単位で厳密に給与を減額することができるよう改正を行うものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、県の市町村課は、運用面で課題が多く十分検討するよう要請したと新聞報道されているが、実際何を言われてきたのかとの質疑がなされ、総務課長からは、時間外、年休等の端数処理との整合性はとれるの

か。1分単位の現認確認は技術的に可能か。30分単位の端数処理は計算単位であり、ペナルティーではない。南陽市の条例は争議行為に限定しているが、遅刻、欠勤等との整合性がとれるのか。いろいろ技術的に難しいところがあり検討が必要ではないかとの指導をいただいたが、県は提案は団体の判断であり、議決機関である議会で議決された条例についてはしんしゃくする立場ではないと言っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、提案理由にノーワーク・ノーペイと言っているが、一部分だけに導入することになれば、これまで確認してきた公務職場の人事院が定めたノーワーク・ノーペイの原則が崩れてしまうことになるのではないかとの質疑がなされ、総務課長からは、地公法第37条に規定する争議行為については、給与単位である30分未満は減額しないという制度を逆手にとった争議行為に対して今まで減額してこなかった部分については、ノーワーク・ノーペイの原則に反していたと考えている。今回は、勤務しなかった限度において厳密に時間を把握し、その部分について厳密に分単位で給与を減額するものであり、給与体系を変えるというものではないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、現認確認はどうするのかとの質疑がなされ、総務課長からは、現段階で考えているのは、個人から所属長に申告させる方法を考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、職員から申告しない、不利益だと言われたらどう対応、責任をとるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、現在長井市職員服務規程の第8条に、職員は出勤した場合に、直ちに出勤簿にみずから押印しなければならないと定められており、出勤と同時に地公法第32条により上司の職務上の命令に従う義務が発生するので、その段階で職員から所属長

に申告してもらう方法が考えられるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この条例は管理運営事項ではなく、明確に労働条件の変更であり、職員団体との交渉事項ではないのかとの質疑がなされ、総務課長からは、違法行為である争議行為に対して厳密に取り扱うものであり、労働条件の変更ではないと考えている。地公法第55条第1項の交渉にはなじまない事項であるが、職員団体から交渉の申し入れがあれば交渉に応じていきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今まできちんと現認していたのか、30分を超えたことはなかったのか。保育園など遠いところにある施設の現認はどうしていたのかとの質疑がなされ、総務課長からは、所属長が職場復帰時間を確認することになっているが、30分を超えたことは一度もない、保育職場においては福祉事務所長が現認することになっているが、現実的には施設の長である園長が現認をし、福祉事務所長に報告する形になっているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、違法であると言いながら、なぜ処分をしてこなかったのかとの質疑がなされ、助役からは、上部の裁判闘争になってくると指示命令した方がどうしても責任を負うことになるので、安易に処分することについてはできるだけ慎重にしてきた経過があり、単組の委員長の処分はしてこなかったとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、今回の条例改正は、一部分のみを取り上げた極めて全国的にまれな条例改正と言わざるを得ない。人事院が定めている運用方針の見直しの動きは全くなく、あえてこのような改正をすることは理解はできない。他の手当や労働条件の問題を度外視して、一つにだけ特化して限定的に導入するというのは、バランスを欠き、今後の給与の運用上の問題に

汚点を残すものになる。現認の方法についても、当局が言う厳密に管理するなどには到底できるものではなく、安易に提案しておいて後は議会が判断するものというような態度はあってはならない。地方労働委員会の判断はノーであるにもかかわらず、このようなことを繰り返していく当局の姿勢に憤りを感じ、この間の教訓が生かされていないことを残念に思う。その原因をつくっている当局が、もっと真摯に受け止める必要がある。まちづくりを進める上で、職員団体は大切なパートナーであり、このような対応をしていくことは、将来のまちづくりにプラスにはならないことを指摘せざるを得ない。ノーワーク・ノーペイの真の意味での実践は必要だと思っているが、争議行為だけに限定しないですべての面で分単位に把握し、減額し同時に支給するという体制をどうつくるかが問題となると思うが、残念ながら今の段階ではできないと判断している。人事院の運用方針どおり当面は運用していくことが、現段階では最良の方法であると考えているので、この条例案には反対であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、この条例提案は地方公務員法で禁止されている争議行為に限定しているため、労働条件の変更ではなく、市民にも十分納得できる内容である。職員の自己申告により現認も可能で、ノーワーク・ノーペイの原則がこの条例でバランスがとれるし、今後も職員組合との交渉に応じるということであることから、本案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、従来争議行為をやっていたこと自体違法行為であり、制度を逆手にとった勤務時間のあしき運用である。職員に甘えがあったと考えている。許された時間なら何をやってもよいという問題ではない。この条例改正を行うことによって、服務規律が再構築されたならば自立を目指す市にとって大きな力になる

と思うので、本案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

さらに、委員からは、労使間の関係を最重要に考え、時間をかけてじっくりと話し合いをしてもらいたい。当局も、時間外の端数問題や自己申告の確認などきちんとした案を出してこべきである。当市は、平成13年度から行財政改革の実施中であり、この間、当局・議員・職員が、問題があったとしても同じ目的の中で進んできた。職員については賃金4%カットを行っているのに、なぜこの時期に改正しなければならないのか疑問を感じており、本案は継続審査とすべきものであるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 総務・文教常任委員長に1点だけお聞かせ願いたいと思います。

議案第61号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお聞かせ願いたいと思いますが、私は常任委員会をずっと傍聴していましたので、中身については全部熟知しております。しておりますが、質疑の中で地公法第51条第1項で適法な事項に関しての言葉を引き出しながら、答弁の中で交渉事項にはなじまないというような見解を、当局の方が言っていたわけなんですけれども、団体の中には公営企業法を適用する職場もあるわけですね。その意味では、職員組合との交渉はなじまないとは私はならないんでないかというふうに思っていたんです。そこで、9月27日に公的機関であります地方労働委員会のあっせんによる職員団体との交渉の予定がされていると

いうように聞いております。それで、交渉事項でないなどということでは、私はやっぱりなかったんでないかというふうに思うんですが、後にそういう予定がされているということを想定しないで、結局質疑をしたんでないかというふうに私は感じているんですが、委員長はいかがでしょう。

○大沼 久議長 安部隆委員長。

○安部 隆総務・文教常任委員長 蒲生議員にお答えいたします。

蒲生議員の言うとおりでありまして、9日時点におきましては、交渉というような、地労委ですか、そのことについては、委員会については一切出なかったわけです。

○大沼 久議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第3、議案第58号 東山地域里山環境整備事業用地の取得についてから日程第5、議案第60号 長井市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の設定についてまでの以上3件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第3、議案第58号 東山地域里山環境整備事業用地の取得についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第59号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第60号 長井市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第61号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありますので、順次発言許可……

(「議長、動議」と呼ぶ者あり)

5番、佐々木謙二議員。

○5番 佐々木謙二議員 この際、議案第61号について、継続審査とする動議を提出いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 所定の賛成がありますので、動議は成立いたしました。

5番、佐々木謙二議員。

○5番 佐々木謙二議員 それでは、動議の理由を述べます。

議案第61号は、長井市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に関することではありますが、職員がこれまで協力している経過の一端について申し上げてみたいと思います。

一つは、職員の給与カットの協力。2点目は一職一級制の給与表の改正に関する協力。ほかに、55歳昇給停止、早期退職制度の廃止など、長井市の財政再建に貢献し、協力してきた事実

を忘れることはできないと思います。市長は、労働組合との交渉は平行線で、合意することはできないと言われますが、職員は財政再建に理解を示し、協力している姿勢の一端が伺えると思います。労使関係は、必ずしも良好とはいえなくとも、互いに誠意を持って事に当たれば、相互理解と協力関係を保持することができるのではと思えてなりません。

また、市長は議会答弁で、労働条件の変更でなく、管理運営事項で、交渉になじまない、交渉しても平行線で合意は難しい、南陽市が実施する、市民に言われたからとも発言されています。そして、判断は議会にゆだねること、今後もしん入れがあれば交渉するなど述べられています。

今、南陽市を除く国や県、全国の自治体は、事務の簡素化と煩雑な事務処理が発生することから、時間単位で計算されています。国、県の指導では、ストライキのときだけ分単位で減額するのは、整合性がとれず不適當、運用面での課題が多いこと、国は各自治体が判断することとして見解は出しておりませんが、全国的に聞いたことがない、県は十分な検討を要請、などと新聞に掲載されています。

市職労は、労使対等で交渉できるように9月5日付で地労委にあっせん申請書を提出、9月13日に市にあっせん開始通知書が送付、9月27日に地労委のあっせんによる交渉が決定とされています。これが不利益処分の申し立てなど、次の段階に進むことも容易に想定され、多大な費用と職員の労役、心労が心配されます。

また、これからの差し迫った行財政改革の課題として、平成18年3月に人勧による給与表の改正が行われます。一職一級制の継続で、職員団体の協力が必要になると思います。給与カット分をどうするか。特殊勤務手当の廃止問題、旅費規程の改定、退職手当の是正、20年以上勤続の特昇の見直しなど、職員団体との交渉や協

力が必要な課題が山積しています。

私は、地労委のあっせん開始から判断し、抗議の意味で不利益処分など労働条件の変更にあたるのではという心配と疑問が感じられます。争議行為以外の勤務実態や残業、休日出勤に対する振りかえ休暇や恒常化しているサービス残業の実態などから、整合性がとれるのか、片手落ちにならないのかの心配と疑問、自己申告で適正に処理できるかの疑問、煩雑な事務処理だけが発生し当局の痛みにならないかの心配と疑問、行財政改革の推進に足かせとならないかなどの心配や疑問を感じられてなりません。

早稲田大学の清水教授は、分単位の勤務時間管理に法律上問題ないとしながら、「厳密な時間管理をするなら残業も同じく管理し支払うべき。争議行為だけに限った厳密な時間管理は著しくバランスを欠く。勤務条件の変更になることは間違いない。」とされています。

地労委も、9月27日にあっせん交渉日を指定しています。本議案を議決してからは、労使対等の交渉にならなくなるのではないかと、そして次の不利益処分の申し立ての段階に進むのではと心配されます。

私も地公法第37条第1項に規定されている争議行為の禁止事項のストライキについての賃金カットは、市民感情を考慮すると当然で理解できますし、決して反対するものではありませんが、前述しましたように心配や疑問を感じるものが内在していると感じてなりません。今、地労委のあっせん開始の交渉も9月27日に決定されていますし、市長も命令書やあっせんに従うと言われておりますので、できるだけ労使交渉を積み上げた上で、再度提案していただきたく、議案第61号は継続審査にすべきだと思いますので、議員各位の賢明のご判断をいただき、動議にご賛同賜りますよう、切にお願い申し上げます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ただいま佐々木謙二議員から継

続審査の動議が出されて、成立いたしております。

それでは、議案第61号について継続審査とすることの採決を行います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

13番、小関勝助議員。

○13番 小関勝助議員 ただいまの動議の採決については無記名による投票をお願い申し上げます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 所定の賛成もありますので、動議は成立いたしました。

よって、継続審査の取り扱いについては投票といたします。

それでは、議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○大沼 久議長 ただいまの出席議員は20名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○大沼 久議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○大沼 久議長 異状なしと認めます。

ここで申し上げます。

継続審査を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

なお、記載については、投票記載所または自席で記載願います。

ただいまから投票を行います。

点呼を命じます。

○佐藤 仁議会事務局長

1番 我妻 昇 議員

2番 内谷 重治 議員

3番 大道寺 信 議員

4番 谷口 栄子 議員

5番 佐々木 謙二 議員

6番 安部 隆 議員

7番 町田 義昭 議員

8番 鳥谷 政一 議員

9番 蒲生 光男 議員

10番 渋谷 佐輔 議員

11番 高橋 孝夫 議員

12番 鈴木 武次 議員

13番 小関 勝助 議員

14番 鈴木 良雄 議員

15番 鈴木 小市 議員

16番 藤原 民夫 議員

17番 蒲生 吉夫 議員

18番 佐々木 榮七 議員

19番 島田 友市 議員

20番 鈴木 新助 議員

(投票)

○大沼 久議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 投票漏れなしと認めます。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○大沼 久議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人をご指名いたします。

4番 谷口 栄子 議員

7番 町田 義昭 議員

11番 高橋 孝夫 議員

以上、3名の方に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○大沼 久議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 20票

うち 継続審査賛成 11票

反対 9票

以上のとおり賛成多数であり、継続審査と決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

佐々木謙二委員長。

(佐々木謙二厚生常任委員長登壇)

○佐々木謙二厚生常任委員長 平成17年第4回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第63号 長井西置賜休日診療所条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、休日診療所の12月30日における診療の廃止及び地方自治法の改正に準拠し、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、健康課長からは、12月30日における診療について、市内のほとんどの開業医と公立置賜総合病院が診療日としていることから、当該日の診療を廃止する、また地方自治法の改正に準拠して、第9条の管理委託を削除し、第10条を第9条とするものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、管理委託の部分を削除するのは指定管理者制度の導入に伴うものだと思うが、医師との契約はどういうふうになるのかとの質疑がなされ、健康課長からは、医

師派遣業務については一部業務委託という形になるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市内で開業医がふえてきて日曜・祭日に診療したいという開業医が出てくるのではないかと思うが、そのような動きは見られるかとの質疑がなされ、健康課長からは、休日診療所が開設される前は開業医が輪番制で開業していたが、市民にはわかりにくく、休日診療所1カ所で診療を行えば住民にも周知ができ、より運営もいいのではないかという経過もあり、今のところ医師会から日曜・祭日の開業ということは聞いていないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、附則で条例改正の施行は本年10月1日だが、第9条を削り第10条を第9条とする改正規定の施行が平成18年4月1日なのはなぜかとの質疑がなされ、健康課長からは、本年12月30日に休日診療所を開かないために条例施行は本年10月1日としており、第9条の部分については、条例と契約書の内容が食い違わないように平成18年4月1日としたとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第7、議案第63号 長井西置賜休日診療所条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

議案第63号の1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。